

意見公募手続実施結果

- 1 題名 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）
- 2 案の公表日 令和6年1月9日（意見提出期限：令和6年2月8日）
- 3 市民等からの意見数

計 1 人 12 件

(1) 郵 送	人	件
(2) F A X	人	件
(3) メ ー ル	1 人	12 件
(4) 直接提出	人	件

4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
文中、障害者、障害者（発達障害の方及び難病患者を含む。）、障害者等と3通りの使い方をしているが、各々の捉え方をお示しください。	障害者は、障害者基本法に定義されている、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を示します。 障害者（発達障害の方及び難病患者を含む。）は、障害福祉サービスの対象者として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者だけではなく、発達障害の方及び難病患者を含んでいることを表すため、第1章4（1）障害福祉サービス等の構成のみで使用しております。 障害者等は障害者以外に、障害児や家族等を含む場合に使用しております。
水戸市障害福祉計画（第4次）の名称を変更した経緯及び説明の記載をしてください。	水戸市障害福祉計画（第4次）に係る事項のため、当該計画にて記載いたします。
本計画において、水戸市障害福祉計画（第4次）との整合を図るのであれば、水戸市障害福祉計画（第4次）の案を提示すべきである。	関連計画の内容は、それぞれの関連計画にて定めております。

「親なき後」(鍵カッコ付き字句)の意味合いは、親亡き後だけではなく、親が存命中であっても、支援者の1人である親は「身体的な衰えや認知症などが発症したとき」など支援をしたくとも支援ができない状態になったときも含まれていることを明確にするため、鍵カッコ付きの字句として、その旨の説明をページ下段に付記してください。	共同生活援助等の利用が必要となる背景は障害者ごとに異なるため、「親なき後」は読み手により多様な解釈がなされることが望ましいものと考えております。
27 ページの1 障害福祉サービスの充実の2 つ目の○の中で、障害者支援施設や病院から地域生活への移行とあるが、病院の後に「在宅等」を加えてください。	施設や病院を退所（退院）した後、居宅やグループホーム等において生活することを「地域生活への移行」であると考えております。
28 ページの【目指す姿】は、本文が「暮らす」となっていることから、整合性をもたせるため、「生活を送る」を「暮らす」に訂正してください。	障害者が主体的に福祉サービス等を利用しながら生活する様子を「生活を送る」と表現しており、日々を過ごしている状態を表す「暮らす」と区分して用いております。
29 ページの基本方針3「地域生活を支えるきめ細かな支援の充実」の中で、成年後見制度の前に「差別解消に向けた取組」を追加してください。	差別解消の取組みについては、本計画ではなく、水戸市障害者計画（第4次）に位置付ける予定です。
30 ページの基本方針1「安心して地域生活を送るための障害福祉サービス等の充実」基本施策1「自己決定支援の充実」の具体的施策に「意思決定支援の充実」を追加してください。	「意思決定支援」は福祉サービス全体を網羅する考え方であり、「意思決定支援の充実」を具体的施策とした際に位置付ける取組み（障害福祉サービス等）がないため、具体的施策への位置付けはいたしません。
成年後見制度法人後見支援事業について、これからも、障害者と親の高齢化、障害者の重度化がますます増加するものと考えられますので、法人後見活動がより利用しやすいものとなるよう中核市である水戸市が支援をしてください。	成年後見制度の利用促進については、60・61 ページに位置付けてありますのでご参照ください。
この計画から、新たに地域生活支援促進事業である「発達障害児者及び家族等支援事業」と「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が追加されましたが、その事業を実施することとなった経緯と理由をお示しください。	「発達障害児者及び家族等支援事業」につきましては、現行計画において、具体的施策の1つとして、計画に位置づけ、施策を実施しておりましたが、本計画では、地域生活支援事業の充実の中に盛り込んだため、明記する場所が変更となっております。

	「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」につきましては、団体等の要望を踏まえて、令和6年度から事業を実施することとなり、地域生活支援事業に新たに追加いたしました。
障害児者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう新たに事業を実施する場合には、中核市である水戸市として、地域生活支援事業の効果的な取組推進事業を活用し、「水戸市地域生活支援事業運営協議会」を設置してください。	地域生活支援事業における新規事業の立ち上げ・既存事業の見直しの際には、必要に応じて既存の会議体等を活用いたします。
75 ページ 1 推進体制の本文中、「水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会においては」の後段に検討とあるが、調査審議に修正してください。	「水戸市地域自立支援協議会においては」の誤りであるため、訂正いたします。

問合せ先 福祉部障害福祉課管理係
 担当 木村 能彦
 電話 029-224-1111 内線 2642